

行政が行なう住みよいまちづくりとは

大庭 康一

〔質疑〕「反対という人には話しても、しょうがないからこれを話をしないことにしておきます。」これは先の議会における前市長の市民への表明である。これ以上の市民を区分けする言葉はない。風間市長は市民を区分けすることはないと思うが、長い間反対

派などと疎外された市民の市政に対する不信、白けは一朝一夕に解消できるものではない。市民が市長と連帯意識をもって住みよいまちづくりはこの風土の解消が全てである。市長の見解を伺いたい。

予算の縮小、指定管理者制度など業務委託によって生ずる職員の余力をどう市政にいかすか。

佐藤 憲

〔質疑〕人口の減少、予算の縮小、各種業務委託、さらには3千8百万円を支出し地域の公民館を指定管理者に委託し、職員8名を引き上げている。

総体として、行政改革によって生じた職員の余力を、市政にどう活用しているか。すでに業務を委託している

地域の公民館にさらに市職員を派遣するのは、屋上、屋を重ねるムダではないか。中央公民館の職員は多すぎないか。市の総合計画にいかすべきではないか。

〔答弁〕議員がよく言われる

「与えるものを与えられるもの」とか「上下関係」とかという話は、それを継続していくのかしないのかは、それ以前の話かなと感じている。今もそうであるが、これからも市民の方々の声を聞いて市政運営に反映していきたいと考えている。

これからも「共汗」「共学」「共生」をキーワードとして、市民ともにこの白石を活気あふれるまちに、こころ豊かな

まちづくりをしていきたい。

〔その他の質問〕

①見た目も寂しい中心市街地をどう見るのか。展望と行政としての対策を見出すことは可能か。あるとすれば、具体的に提示願いたい。

た地域支援係のことかと思うが、それは指定管理者として出して、そのまま知りませんよではなく、あくまでも側面からサポートしていく係を創設して、そこに前にいた職員が何人かいるということである。

〔答弁〕指定管理者制度の導入や業務委託は、職員の余力を生じさせるための制度ではない。地方分権下における新しい公共サービスの担い手について、その地域にふさわしい運営の1つの手法である。また、事前の総合計画の作成と言われるが、地方自治法第2条第4項の規定にある総合計画の作成については、従来からワークショップを開催し、事前で作成している。余力については、多分新たにつくつ

